

懲戒処分書

学籍番号

氏名

青森公立大学学則第36条（青森公立大学大学院学則第39条）の規定及び青森公立大学学生等の懲戒に関する規程により、下記の懲戒とする。

尚、青森公立大学学生等の懲戒に関する規程第14条第1項の規定に基づき、この懲戒処分書を受領した日から起算し、10日以内に青森公立大学学長に対して、再審査を請求することができます。

記

懲戒の種類

懲戒の日付 年 月 日

(停学の場合)

停学期間 無期 若しくは 日間（月間）
年 月 日 から
(有期の場合) 年 月 日 まで

以上

年 月 日

青森公立大学
学長